

佐賀県告示第三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定により同法による医療扶助のための医療を担当させ、及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により同法による医療支援給付のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

平成二十三年二月十五日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
ペリカン薬局川副店	佐賀市川副町大字小々森九六七番地一八	平成二二・五・一
佐賀県立病院好生館	佐賀市水ヶ江一丁目二番九号	平成二二・四・一
医療法人アイクレセントいなだ小児科・アレルギー科	小城市三日月町長神田二一七三番地三	平成二二・六・一
ふじわら歯科クリニック	佐賀市兵庫南二丁目一五番二七号	平成二二・五・六
古賀病院	鳥栖市本通町一丁目八五五番地一	平成二二・六・一
カールトンよつ葉薬局	杵島郡江北町山口二二六番地四	平成二二・五・一
くさの耳鼻咽喉科	武雄市朝日町大字甘久一三八番地	平成二二・五・一

名称	所在地	指定年月日
森永歯科医院	二 小城市小城町二五一番地	平成二二・四・二七
たなべ歯科医院	一 唐津市坊主町四三六番地	平成二二・四・一九
たなか耳鼻咽喉科クリニック	二 杵島郡江北町大字山口一四番地一	平成二二・五・一
アルナ薬局国立佐賀病院店	一 佐賀市日の出一丁目二番一号	平成二二・六・一
池田歯科	武雄市武雄町大字武雄五八九六番地二T cub u 一 一	平成二二・七・一
医療法人なりとみ歯科	一 鳥栖市神辺町三九七番地	平成二二・六・一